

奈良県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十一年四月十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
郡山駅前歯科	大和郡山市高田町一四一―六 シ テイパレス吉川一〇六	平成三十一年二 月一日
オレンジ薬局信貴山店	生駒郡三郷町勢野北四―三―五	平成三十一年三 月一日
クスリのアオキ斑鳩薬局	生駒郡斑鳩町龍田西五―七―二	平成三十一年三 月一日
たんぽぽ薬局吉野店	吉野郡吉野町大字丹治一三五―二	平成三十一年三 月一日